

徳島県教育委員会規則第二号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月七日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（平成元年徳島県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

（特定免許状失効者等に係る免許状の再授与の出願）

第十一条の二 法第十六条の二に規定する免許状の再授与を願い出ようとする者は、第二条から第五条まで、第九条又は第十条に規定する書類のうち当該再授与に係る免許状の種類等に対応するもののほか、授与権者が別に定める教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二十二条第一項に規定する場合に該当することを証する書類を授与権者に提出しなければならない。

様式第三号備考中「縣監」を「首縣監」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、様式第三号の改正規定は、同年六月一日から施行する。